仕 様 書

京 都 市 交 通 局
企画総務部 営業推進課

件　　名	市バスシート生地の売却
引 取 場 所	自動車整備工場　（京都市伏見区竹田西段川原町18）
引 取 時 期	引取可能となった日 から 令和８年８月 31 日 まで

内容

市バスシート生地
過去に市バスのシートに使用していた生地（保管品）
（別紙 写真のとおり）

1. 材　　質　：　不明

2. 形状・寸法　：　形状：巻き（ロール）、寸法：幅約118cm

3. 数 量 等　：

色	長さ	
えんじ色	①	約11m
	②	約17m
	③	約34m
ピンク色	①	約 9m
	②	約19m

※ 長さは、若干の多寡もあり得る

4. 状　　態　：　長期間保管していたため、生地に皺・日焼け等の可能性がある。

5. 現物の確認　：　自動車整備工場において、下記の期間、現物を確認することができる。
ただし、希望者は7月27日（月）17時までに下記に申込むこと。
令和8年7月24日（金）、7月27日（月）、7月28日（火）
各日、14時～17時
【申込先】交通局自動車部技術課（担当　西村、本川）
075－863－5153

特記事項等

1. 引取時は、買受人が積込作業を行うものとし、必要な機材を含めて準備すること。
また、引取の運搬・積込費用はすべて買受人負担とする。

2. 引取日及び時間は、事前に当局と買受人により協議し、確認した日時とする。
なお、引取時間は、午前9時30分から午後5時までとする。
ただし、正午から午後1時までは除く。

3. 引取作業を行うときは、売却物件引渡書を当局が指示する職員に提示し、売却物件であることを確認して行うこと。

4. 引取が終了したときは、買受物件引渡書に押印し当局に提出すること。

5. 売却物件を加工し、製品化して販売する場合は、事前に当局に報告すること。

6. 引取に際しては、関係法令を遵守し適正に行うこと。
なお、引取作業中に発生した事故等により当局及び第三者に与えた損害は買受人の責において処理し、当局はその責めを負わない。

7. 本業務に疑義が生じた場合は、双方誠意をもってその解決に当たるものとする。

（参　考）



市バスシート生地（えんじ色）



市バスシート生地（ピンク色）



保管状態の例